

年金加入記録

(問8)「公務員共済年金のお知らせ」に記載されていない公務員の年金加入期間がある(記載されている記録と自分が記憶している加入期間等が相違している)がどうしたらいいですか。

(答)「公務員共済年金のお知らせ」の1ページの「公務員共済年金のお知らせ相談ダイヤル」へご連絡ください。お申出いただいた加入期間等について調査し、その結果を改めてお知らせいたします。

なお、調査には相当期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

(問9)公務員共済の複数の組合を異動したことがある場合、年金はどの共済組合から支給されることになるのですか。

(答)公務員共済年金の場合は、退職された最終の所属共済組合から、年金が支給されます。

他の共済組合から当共済組合へ異動した場合は、他の共済組合で管理していた記録が、当共済組合に移管され、当共済組合において、異動前の記録と異動後の記録を合せて管理することとなります。

よって、他の共済組合の期間があっても、公務員共済組合の組合員期間は、最終の所属共済組合が責任を持って管理することとなっていますので、公務員として所属していた最終の所属共済組合にご照会ください。

なお、「公務員共済年金のお知らせ」では、所属する共済組合から他の地方公務員共済組合への異動があっても、それぞれの共済組合名を表示しないで、すべて「公務員共済組合」としてまとめて表示することとしました。

(問10)「資格喪失年月日」の属する月は、「加入月数」になるのですか。

(答)資格喪失年月日の属する月の加入月数のカウントは、次のように昭和61年4月1日前と以後とでは、異なります。

	自	至
昭和61.4.1前の組合員期間の計算	資格取得日の属する月から	資格喪失日(退職日の翌日)の <u>前日</u> の属する月まで
昭和61.4.1以後の組合員期間の計算		資格喪失日(退職日の翌日)の <u>属する</u> 月の前月まで

(問11)私は、過去に退職一時金の支給を受けたことがありますが、年金を受給するためには、その支給を受けた額に利子を付して返還しなければならないと聞きました。今返還することができますか。

(答)退職一時金の返還は、退職共済年金等の受給権が発生したときにその義務が発生することとされています。

このため、利子についても、退職一時金の支給を受けた翌月から退職共済年金等の受給権

を取得した月までの利子を付すこととされています。

以上のことから、退職共済年金等の受給権が発生する前には、退職一時金の返還ができませんので、ご了承ください。

(問 11-2) 私は、昭和 53 年 3 月に県庁を退職し、6 月に退職一時金の支給を受けていますが、年金を受給するためには、その支給を受けた退職一時金に利息を付して返還しなければならないと聞きました。当時は「通算退職年金」の原資を残して支給されたと聞いていたのですが、なぜ返還することとなったのですか。

(答)

1 退職一時金の制度について

あなたが県庁を退職された昭和53年当時は、退職したときに組合員期間が20年以上ある場合は、「退職年金」の受給権を発生させ、退職したときに組合員期間が20年に満たない場合は、「退職一時金」を支給し、将来の「通算退職年金」の支給を受けるための原資を残すこととされていました。(昭和53年5月までに退職した女性の方につきましては、原資を残さず全額受給する方がいました。)

しかし、退職一時金の制度は、昭和55年1月1日から廃止されたため、それ以後に退職した方には、退職一時金は支給されないこととされました。

その後、昭和61年4月1日に年金制度が改正され、それ以後に年金の受給権が発生する方には、退職一時金の支給の有無にかかわらず、一律「退職共済年金」が支給され、改正前の年金である「退職年金」、「通算退職年金」等は支給されないこととされました。

このため、あなたのように「通算退職年金」の原資を残して退職一時金が支給された方につきましては、退職一時金が支給されていない方と比較して「退職共済年金」の原資が不足することとなることから、過去に支給した退職一時金を返還していただくこととされました。

なお、退職一時金の返還の方法は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第28条の2の規定により、退職共済年金等の受給権が発生したときに、退職一時金に利息相当額を付した金額を、年金の支給額から控除する方法をお申し出いただいております。

一時金全額受給期間と表示された方は、公務員共済組合の期間が、20年以上になった場合に退職一時金を返還することにより年金の算定基礎期間となりますが、20年未満の場合は年金の算定基礎期間とはなりません。

2 利息相当額について

利息相当額の利率は、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)附則第30条の6第1項により、昭和61年の年金制度の改正の当時「5.5%」とされていました。

この「5.5%」は、現行の市中金利と比較しても相当に高いことは事実なのですが、「共済組合における予定運用利率が『5.5%』とされていたこと」、また、「60年改正当時は高度成長の時代であり、市中金利としても『5.5%』がさほど高いものではなかったこと」等から「5.5%」と定められましたが、この利息が相当に高いという批判を受け、平成13年4月以後「4.0%」と改められ、その後は、平成17年4月以後は「1.6%」、平成18年4月以後は「2.3%」、平成19年4月以後は「2.6%」、平成20年4月以後は「3.0%」、平成21年4月以後は「3.2%」に改定されています。(平成21年4月現在)

参考 退職一時金の返還額の計算(昭和53年6月に退職一時金を受給した場合)

【返還額】

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{退職一時金の額}}{\text{平成13年3月までの元利相当額計算}} \times \left(1 + 0.055 \right)^{273/12} \times \frac{\text{平成13年4月以後の元利相当額計算}}{\text{平成13年4月以後の元利相当額計算}} \times \left(1 + 0.04 \right)^{48/12} \\ &\times \frac{\text{平成17年4月以後の元利相当額計算}}{\text{平成17年4月以後の元利相当額計算}} \times \left(1 + 0.016 \right)^{12/12} \times \frac{\text{平成18年4月以後の元利相当額計算}}{\text{平成18年4月以後の元利相当額計算}} \times \left(1 + 0.023 \right)^{12/12} \\ &\times \frac{\text{平成19年4月以後の元利相当額計算}}{\text{平成19年4月以後の元利相当額計算}} \times \left(1 + 0.026 \right)^{12/12} \times \frac{\text{平成20年4月以後の元利相当額計算}}{\text{平成20年4月以後の元利相当額計算}} \times \left(1 + 0.030 \right)^{12/12} \\ &\times \frac{\text{平成21年4月以後の元利相当額計算}}{\text{平成21年4月以後の元利相当額計算}} \times \left(1 + 0.032 \right)^{12/12} \\ &= \text{円} \times 3.3805974 \times 1.1698586 \times 1.016 \times 1.023 \times 1.026 \times 1.03 \\ &\times \left(1.032 \right)^{12/12} \\ &= \text{円} \times 4.3439093 \times \left(1.032 \right)^{12/12} \end{aligned}$$

平成21年3月に退職共済年金の受給権が発生したとした場合は、元利金込みの額として(円 × 4.3439093)円となりますが、平成21年4月以後に退職共済年金の受給権が発生する場合は、「 × (1.032)^{12/12} 」が加算されます。

退職一時金の額

昭和53年6月に支給された退職一時金の金額が入ります。

平成13年3月までの元利相当額計算

前記の一時金の返還に係る元利計算です。

退職一時金の返還額に係る利息の計算は、退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金の受給権発生した日の属する月までで算定することとされていますが、平成13年3月までは利息が「5.5%」であったため、分けて計算しています。

「273/12」は、利息計算は月ごとに算定することとされていますが、分母の「12」は1年 = 12月を示し、「273」は、退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月である昭和53年7月から平成13年3月までの月数を示します。

平成13年4月から平成17年3月までの元利相当額計算

前記の一時金の返還に係る元利計算で、前記の期間の後の平成13年4月から平成17年3月までの利息「4.0%」の期間に係るものです。

「48/12」の分子「48」は、平成13年4月から平成17年3月までの月数を示します。

平成17年4月から平成18年3月までの元利相当額計算

前記の一時金の返還に係る元利計算で、前記の期間の後の平成17年4月から平成18年3月までの利息「1.6%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成17年4月から平成18年3月までの月数を示します。

平成18年4月から平成19年3月までの元利相当額計算

前記の一時金の返還に係る元利計算で、前記の期間の後の平成18年4月から平成19年3月までの利息「2.3%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成18年4月から平成19年3月までの月数を示します。

平成19年4月から平成20年3月までの元利相当額計算

前記 の一時金の返還に係る元利計算で、前記 の期間の後の平成19年4月から平成20年3月までの利息「1.6%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成19年4月から平成20年3月までの月数を示します。

平成20年4月から平成21年3月までの元利相当額計算

前記 の一時金の返還に係る元利計算で、前記 の期間の後の平成20年4月から平成21年3月までの利息「3.0%」の期間に係るものです。

「12/12」の分子「12」は、平成20年4月から平成21年3月までの月数を示します。

平成21年4月以後の元利相当額計算

前記 の一時金の返還に係る元利計算で、前記 の期間の後の平成21年4月以後の利息「3.2%」の期間に係るものです。

「 /12」の分子「 」は、平成21年4月以後退職共済年金等の受給権が発生するまでの月数を示します。

(この説明は、平成21年4月現在の状態で説明しておりますので、それ以後利息の変動がありましたらご了承ください。)

(問12) 私は、障害共済年金を受給していますが、加入月数が、障害共済年金のものと違います。なぜですか。

(答) 障害共済年金の場合は、障害認定日後の加入期間はその算定の基礎とならないので、今回表示した加入月数とは異なります。

また、昭和61年4月以後に退職された方で、昭和61年3月31日に障害の状態にあった方は、その時点までの加入期間が障害年金の算定の基礎となることから、今回表示した加入月数と異なります。